

証券コード 6461
2019年6月6日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
取締役社長 山本 彰

第125回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第125回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願ひ申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
N P R与野ビル（当社本社ビル）2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的項目
報告事項 1. 第123期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - 当社は、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」を、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.npr.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりませんが、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類と共に会計監査人及び監査役の監査対象に含まれております。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.npr.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第123期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円 配当総額370,093,590円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金75円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役 高橋輝夫、藤田雅章、南雲良介、石井 欽の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	高 橋 輝 夫 (1959年2月10日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社製品技術第二部長 2006年6月 当社執行役員開発本部付、開発本部製品技術第二部長 2009年4月 当社執行役員製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当 2009年6月 当社取締役製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当 2014年2月 当社取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・新製品事業推進部担当 2015年4月 当社取締役、栃木工場・技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業推進部担当 2016年6月 当社常務取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業推進部担当 2018年4月 当社常務取締役、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業開発部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日ピス福島製造所取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、エヌピーアール オートパーツ マニュファクチャリング インディア社取締役	4,700株
(取締役候補者とした理由) 高橋輝夫氏は、技術開発部門における高い専門性を有し、当グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献してまいりました。 引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	<p>藤田雅章 (1961年5月30日生)</p> <p>ふじたまさあき （ふじたまさあき）</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 当社入社 2005年4月 当社経営企画部長 2006年6月 エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長 2012年7月 当社執行役員、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長 2013年6月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当 2015年4月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・経理部・海外事業部担当 2018年4月 当社取締役、経営企画部・経理部・海外事業部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日ピス岩手取締役</p>	4,784株
(取締役候補者とした理由)			
	<p>藤田雅章氏は、経営企画部門において幅広い見識を有し、当グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献してまいりました。</p> <p>引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
3	<p>南雲良介 (1953年11月13日生)</p> <p>なんくもりょうすけ （なんくもりょうすけ）</p> <p>再任</p>	<p>1975年4月 リズム時計工業株式会社入社 1997年4月 同社国内営業本部FV販売部長 2003年1月 同社国内営業本部東京支店長 2005年6月 同社取締役国内営業本部東京支店長 2006年1月 同社取締役国内営業本部営業本部長 2007年6月 リズム開発株式会社代表取締役社長 2014年6月 リズム時計工業株式会社非常勤顧問 2015年6月 当社取締役（現任）</p>	900株
(社外取締役候補者とした理由)			
	<p>南雲良介氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、客観的な視点から当グループの経営全般について積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。</p> <p>引き続き、独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいたくなど、重要な役割を果たしていただけると考え、社外取締役候補者といたしました。</p>		

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	石井 欽 (1954年2月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1977年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2001年3月 同行財務部長 2003年6月 同行プロジェクトファイナンス部長 2005年6月 同行審査部長 2006年6月 同行九州支店長 2008年6月 同行理事 2008年10月 同行常務執行役員 2010年1月 株式会社日本航空管財人代理 2011年8月 福岡地所株式会社代表取締役社長 2015年8月 同社取締役副会長 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 株式会社西日本新聞社取締役（現任）	0株

(社外取締役候補者とした理由)

石井欽氏は、金融機関をはじめ企業経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有し、客観的な視点から当グループの経営全般に関して積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。引き続き、独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくなど、重要な役割を果たしていただけると考え、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
 2. 南雲良介氏および石井欽氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認可決された場合には、独立役員の届出を継続いたします。
 3. 南雲良介氏および石井欽氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

南雲 良介氏 4年

石井 欽氏 2年

4. 取締役候補者との責任限定契約について

南雲良介氏および石井欽氏は、現在、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合には、両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に個人消費にも持ち直しが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。また、世界経済におきましては、中国経済の減速等により力強さを欠きましたが、全体としては米国経済が堅調に推移する等、緩やかな成長が続きました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、 ASEAN 等の新興国を主体とした海外市場での需要は堅調に推移したものの、中国における需要が減少したことにより、世界の自動車生産台数は前年を下回る結果となりました。

当グループは、国内外自動車メーカーへの取引拡大により、売上高は570億66百万円と前年同期比2.0%増となり、過去最高となりました。

損益面では、増産や原価低減の効果がありましたが、原材料の高騰影響等により、営業利益は34億20百万円と前年同期比12.1%減、経常利益は為替差損の発生により33億63百万円と前年同期比19.7%減、親会社株主に帰属する当期純利益は18億88百万円と前年同期比17.4%減となりました。

なお、財政状態におきましては、借入金を返済したことにより、有利子負債は156億74百万円と前期末に比べ7億42百万円減となりました。また、自己資本は311億66百万円となり、自己資本比率は47.4%となりました。

次に、当連結会計年度の業績をセグメント別にご報告申しあげます。

イ. 自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、世界自動車生産台数は減少したものの、国内外自動車メーカーへの拡販が進んだことにより、売上高は489億73百万円と前年同期比0.9%増となりました。

(a) ピストンリング

非日系自動車メーカー向けの新規立上がり等により、売上高は、277億49百万円と前年同期比1.0%増となりました。

(b) バルブシート

国内及び ASEAN 地域での受注増加等により、売上高は、110億45百万円と前年同期比1.4%増となりました。

(c) その他自動車関連製品

軸受補強材の受注増加等により、売上高は、101億77百万円と前年同期比0.2%増となりました。

□. 船用・その他の製品事業

産業機械向け製品等の需要増加により、売上高は、25億55百万円と前年同期比16.5%増となりました。

ハ. その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、55億38百万円と前年同期比6.4%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、40億1百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金22億円を調達し、長期借入金29億31百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区分	第120期 (2016年3月期)	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	52,199	52,121	55,932	57,066
経常利益 (百万円)	2,442	2,898	4,189	3,363
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,605	2,415	2,286	1,888
1株当たり 当期純利益(円)(注)	195.28	293.66	277.98	229.65
総資産 (百万円)	63,747	67,135	66,097	65,793
純資産 (百万円)	29,357	30,883	32,482	32,495

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度(第123期)の期首から適用しており、前連結会計年度(第122期)に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (出資額)	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 リ ン グ サ ー ビ ス	40百万円	100%	自動車・船舶用部品等販売
株 式 会 社 日 ピ ス 福 島 製 造 所	1,612百万円	100%	自動車用部品等製造
株 式 会 社 日 ピ 斯 岩 手	490百万円	100%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ アメリカ社	40US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
サイアム エヌピーアール社 (注3)	95,000千BAHT	100%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社 (注4)	2,500千EUR	70%	自動車用部品等販売
エヌティー ピストンリング インドネシア社 (注5)	19,900千US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
日環汽車零部件製造（儀征）有限公司	140,049千元	100%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアール シンガポール社	118百万円	90%	自動車用部品等の包装・販売
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社 (注6)	13,000千US\$	100%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアール オートパーツ マニュファ クチュアリング インディア社 (注7)	730百万Rs	100%	自動車用部品等製造・販売
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	54,630千元	50%	自動車用部品等製造

- (注) 1. 資本金（出資額）は2019年3月31日現在の額を表示しております。
2. 当社の議決権比率は間接所有も含みます。
3. サイアム エヌピーアール社の資本金（出資額）の0.0001%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。また、当社は同社に対して10,000千BAHTの増資を行っております。
4. エヌピーアール オブ ヨーロッパ社の出資持分の30%を大同メタル工業(株)へ譲渡しております。
5. エヌティー ピストンリング インドネシア社の資本金（出資額）の0.005%は、当社の子会社である株式会社日ピス岩手が出资しております。
6. エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社の資本金（出資額）の0.008%は、当社の子会社である株式会社日ピス岩手が出资しております。
7. エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社の資本金（出資額）の1%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出资しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、全体として緩やかな回復が見込まれるもの、引き続き中国経済の減速等による景気下振れリスクを抱えており、先行きは依然として不透明な状況が続くものと思われます。

当グループが関連する自動車業界におきましては、新興国を主体とした海外市場での需要増等を背景に自動車生産台数の増加基調は続くものと思われます。また、低燃費、排ガス規制等の世界的な環境問題への対応強化から当社の先進的技術を活用した製品へのニーズは今後一層高まるものと考えられます。

このような状況のなか、当グループは持続的な成長をはかるため、『「変化に強いモノづくり」による企業価値の向上～マーケティング&イノベーションによる100年企業の土台作り～』を基本方針とした第七次中期経営計画を昨年4月にスタートさせ、以下の重点施策に取り組んでおります。

【目標値（2020年度）】

売上高 580億円以上 営業利益率 7.5%以上

【重点施策】

- (1)国内外での技術提案型営業の強化
- (2)革新的モノづくりの追究
- (3)新製品開発の強化
- (4)人材育成強化による「世界最高品質の追求」
- (5)CSR活動の継続的推進

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当グループは、当社および子会社14社の計15社で構成され、自動車関連製品（ピストンリング、バルブシート、その他自動車関連製品）と舶用・その他の製品の製造、販売およびこれらに附帯する事業を行っております。

区分	主な製品
自動車関連製品	ピストンリング 自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用ピストンリング
	バルブシート 自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用バルブシート
	その他自動車関連製品 組立式焼結カムシャフト、鋳鉄カムシャフト、シリンダーライナ
舶用・その他の製品	舶用関連部品、汎用エンジン用部品、家電用部品
その他	商品

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

事 業 所	所 在 地
本 社	埼玉県さいたま市
営業部・営業所	東京(埼玉県さいたま市)、名古屋、大阪、広島、福岡、仙台、札幌
工 場	栃木県下都賀郡野木町

② 子 会 社

子 会 社 の 名 称	所 在 地
株 式 会 社 日 本 リ ン グ サ ー ビ ス	埼玉県さいたま市
株 式 会 社 日 ピ ス 福 島 製 造 所	福島県伊達郡川俣町
株 式 会 社 日 ピ ス 岩 手	岩手県一関市
株 式 会 社 日 ピ ス ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	埼玉県さいたま市
エ ヌ ピ ー ア ー ル オ ブ ア メ リ カ 社	アメリカ ケンタッキー州バーツタウン市
サ イ ア ム エ ヌ ピ ー ア ー ル 社	タイ サラブリ県
エ ヌ ピ ー ア ー ル オ ブ ヨ ー ロ ッ パ 社	ドイツ コーンタール＝ミュンヒンゲン町
エ ヌ テ イ 一 ピ ス ト ン リ ン グ イ ン ド ネ シ ア 社	インドネシア 西ジャワ州スルヤチプラ市
日 環 汽 車 零 部 件 製 造 (儀 征) 有 限 公 司	中国 江蘇省儀征市
エ ヌ ピ ー ア ー ル シ ン ガ ポ ー ル 社	シンガポール
エ ヌ ピ ー ア ー ル マ ニ ュ フ ア ク チ ユ ア リ ン グ イ ン ド ネ シ ア 社	インドネシア 東ジャワ州パスルアン市
イ ー エ ー ア ソ シ エ ー ツ 社	マレーシア スランゴール州スバン・ジャヤ市
エ ヌ ピ ー ア ー ル オ ー ツ パ ツ マ ニ ュ フ ア ク チ ユ ア リ ン グ イ ン デ ィ ア 社	インド カルナタカ州コラール地区
儀 征 日 環 亞 新 科 粉 末 冶 金 製 造 有 限 公 司	中国 江蘇省儀征市

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,021名	25名増

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
681名	2名減	39.8歳	16.6年

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社新生銀行	3,300
株式会社三菱UFJ銀行	2,408
株式会社三井住友銀行	2,395
株式会社埼玉りそな銀行	2,395
株式会社日本政策投資銀行	620

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,545,000株
- ② 発行済株式の総数 8,374,157株
- ③ 株主数 7,754名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	552	6.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	440	5.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	415	5.05
朝日生命保険相互会社	259	3.15
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	208	2.53
日本ピストンリング持株会	182	2.22
株式会社新生銀行	165	2.01
東京海上日動火災保険株式会社	157	1.91
三菱UFJ信託銀行株式会社	148	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	142	1.73

(注) 持株比率は自己株式(149千株)を控除して計算しております。また、持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2019年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	保有人数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり)	権利行使期間
第1回新株予約権 (2008年6月27日)	当社取締役2名	36個	普通株式3,600株	1,450円	1円	2008年8月1日～2033年7月31日
第2回新株予約権 (2013年6月27日)	当社取締役5名	71個	普通株式7,100株	1,460円	1円	2013年8月1日～2038年7月31日
第3回新株予約権 (2014年6月27日)	当社取締役5名	62個	普通株式6,200株	2,040円	1円	2014年8月1日～2039年7月31日
第4回新株予約権 (2015年6月25日)	当社取締役5名	66個	普通株式6,600株	1,900円	1円	2015年8月1日～2040年7月31日
第5回新株予約権 (2016年6月29日)	当社取締役6名	133個	普通株式13,300株	1,203円	1円	2016年7月30日～2041年7月29日
第6回新株予約権 (2017年6月29日)	当社取締役6名	93個	普通株式9,300株	1,885円	1円	2017年8月1日～2042年7月31日
第7回新株予約権 (2018年6月27日)	当社取締役6名	106個	普通株式10,600株	1,927円	1円	2018年8月1日～2043年7月31日

(注) 1. 取締役には社外取締役は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長 (代表取締役)	山 本 彰	監査室・安全推進室担当
取締役副社長 (代表取締役)	大 石 滋	経営管理部・総務部・情報システム部担当、株式会社日ピス岩手取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長
常務取締役	坂 本 裕 司	営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・メタモールド事業推進部担当、株式会社日本リングサービス、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事
常務取締役	高 橋 輝 夫	技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部・新製品事業開発部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、エヌピーアール オートパーソ マニュファクチャリング インディア社取締役
取締役 取締役	藤 田 雅 章 楊 忠 亮	経営企画部・経理部・海外事業部担当、株式会社日ピス岩手取締役 品質保証部・生産管理部・栃木工場・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司董事、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司総經理
取締役	南 雲 良 介	
取締役	石 井 歓	株式会社西日本新聞社取締役
常勤監査役	佐 藤 嘉 博	株式会社日ピス岩手監査役、株式会社日ピスビジネスサービス監査役
常勤監査役	平 石 巍	株式会社日ピス福島製造所監査役、株式会社日本リングサービス監査役
監査役 監査役	石 橋 博 高 井 治	石橋法律事務所弁護士、株式会社松屋社外監査役 名古屋大学名誉教授、関東学院大学工学部教授、関東学院大学材料・表面工学研究所所長
監査役	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長、関東電化工業株式会社社外監査役、公益財団法人朝日生命成人病研究所評議員、横浜ゴム株式会社社外監査役

（注）1. 取締役南雲良介氏および取締役石井歡氏は、社外取締役であります。また、同両氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。

2. 監査役石橋博氏、監査役高井治氏および監査役木村博紀氏は、社外監査役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は、次のとおりであります。
常勤監査役佐藤嘉博氏は、当グループの経理部門において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役石井歓氏は、福岡地所株式会社の特別顧問を兼職しておりましたが、2018年5月をもって、同氏は同社特別顧問を退任しております。
5. 監査役石橋博氏は、丸の内総合法律事務所の顧問弁護士を兼職しておりましたが、2019年1月をもって、同氏は同所を退所しております。
6. 監査役高井治氏は、2019年3月31日をもって、関東学院大学工学部教授を退官いたします。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 (う ち 社 外 取 締 役)	8 (2)	216 (17)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (3)	52 (16)
合 計	13	269

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の限度額は、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、別枠で取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額70百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬等の限度額は、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、2018年6月27日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権20百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重 要 な 兼 職 先	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
社外取締役 石井歓	福岡地所株式会社特別顧問 株式会社西日本新聞社取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 石橋博	丸の内総合法律事務所顧問弁護士 株式会社松屋社外監査役 石橋法律事務所弁護士	当社は丸の内総合法律事務所と法律事務に関する顧問契約を締結しております。 株式会社松屋とは重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 高井治	名古屋大学名誉教授 関東学院大学工学部教授 関東学院大学材料・表面工学研究所所長	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役 木村博紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長 関東電化工業株式会社社外監査役 公益財団法人朝日生命成人病研究所評議員 横浜ゴム株式会社社外監査役	朝日生命保険相互会社は当社株式を259千2百株保有しております。 その他のいずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 南雲良介	当期開催の取締役会14回全てに出席いたしました。企業経営経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。
社外取締役 石井歓	当期開催の取締役会14回全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。
社外監査役 石橋博	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査役会12回全てに出席いたしました。法律の専門家としての見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 高井治	当期開催の取締役会14回中13回出席、監査役会12回全てに出席いたしました。学識経験者としての見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
社外監査役 木村博紀	当期開催の取締役会14回中13回出席、監査役会12回中11回に出席いたしました。企業経営者の見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査計画と実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠や監査報酬の推移を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づき同意をいたしました。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定められた監査役会による会計監査人の解任事由または、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、諸般の事情を考慮のうえ、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、「会計監査人の解任または会計監査人の不再任を株主総会に付議すること」を取締役会に請求し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することと致します。

監査役会が会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、2019年4月25日付の取締役会において、一部改定の決議をしております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当グループを対象とした「コンプライアンス行動指針」を制定し、当グループの役員及び従業員が法令、企業倫理、社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう指導している。また、新たな業務に関連する法令の制定・改正があれば、適時、具体的な施策をもって対応している。
- ② 「コンプライアンス行動指針」の制定と同時に、「コンプライアンス相談窓口（社内・社外窓口）」を開設し、公益通報者保護法の適用のもと、当グループの役員及び従業員が法令、定款に違反すると思われる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築している。
- ③ 当グループは、「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力との関係遮断及びそれらに対する組織的対応について規定し、当グループの役員及び従業員への周知を図っている。
- ④ 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を適正に行うため、「財務報告に係る内部統制方針書」を取締役会において決議し、また、「『財務報告に係る内部統制』に関する規定」を制定し、取締役社長以下、当該内部統制を実現するための体制を構築し、運用する体制を整えている。
- ⑤ 当社は、社外取締役を複数名選任し、取締役会の監督機能を確保している。当社の監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、取締役の職務の執行状況を監査している。また、監査室を設け、当グループの社内業務に関して、法令及び社内規定に対する違反の有無を確認する業務監査を実施し、監査役と緊密な協力関係を構築している。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、当社の組織、制度その他業務の運営に関して社内規定（「経営一般に関する文書体系」）を有している。その中で「標準類管理規定」を定めて、当社における規定類の制定・改廃・配布等の維持管理をしており、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しても、当該「標準類管理規定」に基づいて処理することとしている。

- ② 当社の経営に関する重要な情報の保護及び外部流出の防止に関しては、「情報管理規定」を定め、それに基づき管理を行っている。
 - ③ 各主管部門が作成した規定類は、管理担当部門が厳正に審査、登録、保管、管理している。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、当グループを対象としたリスクマネジメント部会を設置し、当社の事業を取り巻くリスクの抽出、算定、評価を行い、リスクの低減を継続的に図っている。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制を導入し、取締役会において意思決定された業務を取締役社長の指揮監督のもとに執行している。当制度により、取締役から執行役員への権限委譲が可能となり、経営の効率化を図っている。
 - ② 業務執行の迅速化のため、業務執行部門に担当役員制を導入し、中期及び年度ごとの事業計画を定め、その情報の共有を図るとともに監視、監督を行っている。
 - ③ 取締役会以外に、以下の会議体を定期的に開催し、多様な意見の聴取及び取締役会の方針の浸透を推し進めている。
 - (a) 経営戦略会議
取締役及び取締役社長が指名する執行役員をもって構成し、経営方針や経営戦略等を討議している（原則月2回）。
 - (b) 経営執行会議
取締役、監査役、執行役員、部門長等をもって構成し、業務の進捗状況の管理その他重要案件の周知徹底を図っている（原則月1回）。
5. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当グループの発展と相互の利益の促進のため、「関係会社管理規定」を定めて、適正な管理を行っている。
 - ② 当社の社内監査役は、国内の重要な連結子会社において監査役を兼務している。この体制は、国内連結子会社に対し、当社の監視監督機能が効果的に働くことを目的として構築されている。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - ① 当社は、「監査役監査規定」において、監査役が、必要に応じ、取締役、執行役員の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができる旨を定めており、その必要性が生じた場合は当該規定に基づき体制を設けることとしている。
 - ② 監査役は、監査を行うにあたり監査室と連携を保っている。
7. 前号の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該従業員の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
 - ② 監査役の職務を補助すべき当該従業員には、取締役から独立した立場で、監査役の指揮・命令に服する旨が周知されている。
8. 監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役会は、「監査役会規定」に基づき、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員に対して報告を求める旨を定めており、これを受けた監査役は情報収集ができることとなっている。
 - ② 監査役は、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席し、情報を得られるようになっている。
 - ③ 当グループは、従業員が、当グループの「コンプライアンス相談窓口（社内・社外窓口）」を通じ、法令、定款に違反する行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに相談できる体制を構築している。当グループの「コンプライアンス相談窓口（社内・社外窓口）」担当部署は、当グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役へ報告している。
9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役及び監査役会は、「監査役会規定」等に基づき、取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等の監査上の重要な課題につき、意見交換を行っている。また、会計監査人とも定期的に会合をもち、報告を受け、意見交換を行っている。
 - ② その他、監査役が監査を実施するにあたっては、会計監査人、監査室、当グループの監査役と連携を密にするよう努めている。

【当該体制の運用状況の概要】

1. C S R推進委員会に関する取り組み

C S R推進委員会を定期的に開催し、安全・品質、人権・労働、環境、コンプライアンス、情報開示、リスクマネジメント、社会貢献に関する重要な課題と対応について審議を行うとともに、社内活動の展開状況を確認し、委員会のもとに設置する各部会（コンプライアンス、リスクマネジメント等）、及び担当部門に対して各課題の対策検討を指示している。

2. 安全管理体制強化の取り組み

当グループの事業活動上、最重要課題の一つである労働安全衛生強化のため、「安全推進室」を設置し、外部の専門機関の協力も得ながら定期的な監査を実施する等、労働安全衛生に関するリスクの発生防止に万全を尽くしている。

3. 個人情報管理強化の取り組み

当グループでは、2018年5月25日施行の欧州一般データ保護規則（GDPR）対応のため、各種規定類の改正や手順書の見直しを行い、個人情報の保護に関する取り組みを強化している。

4. 監査役の監査体制

監査役は、監査役会で策定された方針ならびに計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。

また、監査の実効性の向上を図るべく、取締役社長、会計監査人、監査室、当グループの監査役とそれぞれ意見交換を行うとともに、C S R推進委員会にも出席し、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する状況を確認している。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の内容は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、I. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、II. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、III. 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、IV. 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記② I. 「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を探すことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

I. 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

<経営理念>

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
 2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
 3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
 4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。
- 上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

II. 企業価値向上のための取り組み

当社は、世界的な環境問題への対応強化から、低燃費、排ガス規制へのニーズが高まるなか、更なる成長をはかるべく、「変化に強いモノづくり」による企業価値向上～マーケティング＆イノベーションによる100年企業の土台作り～を志向し、既存製品や新規製品における技術提案型営業の強化による事業の拡大、革新的工法による競争力の強化、更には新製品開発への継続的取り組みにより、企業価値向上に努めております。

III. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要な課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

I. 本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものです。

II. 本プランの内容

(i) 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとします。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮詢手続に加えて、(i)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(ii)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

(ii) 大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

(iii) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを隨時見直し、本プランは当社株主総会または当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

- ④ 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

I. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは2005年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、2008年6月30日に経済産業省が設置した企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

II. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

III. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、2017年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入いたしました。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっています。

IV. 取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

V. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

VI. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止ができるものとされており、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

VII. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるとされており、これにより独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

以上の事業報告におけるご報告の数値は、「1. 企業集団の現況（1）当事業年度の事業の状況①事業の経過およびその成果」記載の比率および「2. 会社の現況（1）株式の状況④大株主（上位10名）」記載の持株比率を除いて、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金額	科 目 (負債の部)	金額
流動資産	28,489	流動負債	23,001
現金及び預金	4,386	支払手形及び買掛金	4,044
受取手形及び売掛金	12,821	電子記録債務	4,619
商品及び製品	5,304	短期借入金	4,611
仕掛品	2,265	1年内返済予定の長期借入金	3,585
原材料及び貯蔵品	2,413	リース債務	81
その他の	1,354	未払法人税等	595
貸倒引当金	△56	設備関係支払手形	205
		営業外電子記録債務	1,568
固定資産	37,304	その他の	3,690
有形固定資産	29,840	固定負債	10,296
建物及び構築物	8,759	長期借入金	7,142
機械装置及び運搬具	13,991	リース債務	253
土地	5,179	繰延税金負債	74
建設仮勘定	1,030	退職給付に係る負債	2,703
その他の	879	その他の	122
無形固定資産	815		
投資その他の資産	6,648	負債合計	33,298
投資有価証券	5,039		
退職給付に係る資産	687	(純資産の部)	
繰延税金資産	665	株主資本	30,189
その他の	260	資本金	9,839
貸倒引当金	△4	資本剰余金	6,080
		利益剰余金	14,599
		自己株式	△330
			977
		その他有価証券評価差額金	2,452
		為替換算調整勘定	△66
		退職給付に係る調整累計額	△1,409
		新株予約権	94
		非支配株主持分	1,233
		純資産合計	32,495
資産合計	65,793	負債・純資産合計	65,793

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	57,066
売 上 原 価	43,887
売 上 総 利 益	13,178
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,757
営 業 利 益	3,420
営 業 外 収 益	431
受 取 利 息	15
受 取 配 当 金	168
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	56
そ の 他	191
営 業 外 費 用	488
支 払 利 息	182
為 替 差 損	190
固 定 資 産 廃 棄 損	43
そ の 他	71
経 常 利 益	3,363
特 別 利 益	65
保 険 代 理 店 事 業 讓 渡 益	65
特 別 損 失	201
減 損 損 失	201
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,227
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,227
法 人 税 等 調 整 額	△32
当 期 純 利 益	2,031
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	143
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,888

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,839	5,875	13,533	△329	28,918
当期変動額					
剰余金の配当			△822		△822
親会社株主に帰属する当期純利益			1,888		1,888
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社出資金の売却による持分の増減		204			204
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	204	1,066	△0	1,270
当期末残高	9,839	6,080	14,599	△330	30,189

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,058	681	△869	2,871	74	619	32,482
当期変動額							
剰余金の配当							△822
親会社株主に帰属する当期純利益							1,888
自己株式の取得							△0
連結子会社出資金の売却による持分の増減							204
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△605	△748	△539	△1,893	20	614	△1,258
当期変動額合計	△605	△748	△539	△1,893	20	614	12
当期末残高	2,452	△66	△1,409	977	94	1,233	32,495

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,022	流動負債	18,930
現 金 及 び 預 金	1,121	支 払 手 形 務	175
受 取 手 金	2,120	電 子 記 錄 債	2,948
売 売 品 及 び 製 品	8,554	買 入 債	6,370
商 品 及 び 製 品	1,267	短 期 借 入 金	3,511
仕 売 品 及 び 製 品	1,268	1年内返済予定の長期借入金	3,348
原 材 料 及 び 貯 藏 品	500	リ 一 ス 債	69
前 払 費 用	67	未 払 費 用	303
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,049	未 払 法 人 税	1,090
未 収 入 金	875	預 備 金	21
そ の 他	196	設 備 金	236
	39,086	関 係 支 払 手 形 務	206
固定資産	14,498	固 定 負 債	7,670
有形固定資産		長 期 借 入 金	6,840
建 構 築 物	4,453	一 期 借 入 金	242
機 械 及 び 装 置	176	延 紛 税 金	544
車 両 運 搬 具	6,267	そ の 他	43
工 具、器 具 及 び 備 品	3		
土 地	292		
建 設 仮 勘 定	3,088		
	215		
	754	負債合計	26,601
無形固定資産		(純資産の部)	
借 ソ フ ト ワ エ ル	400	株主資本	28,959
の の の	287	資 本 金	9,839
そ の の	2	資 本 余 金	5,810
	64	資 本 準 備 金	5,810
投資その他の資産	23,833	利 益 余 金	13,639
投 資 有 価 証 券	5,039	そ の 他 利 益 余 金	13,639
関 係 会 社 株 式	14,958	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	10
出 資	1	別 途 積 立 金	1,600
関 係 会 社 出 資	2,536	繰 越 利 益 余 金	12,029
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	242	自 己 株 式	△330
前 払 年 金 費 用	947	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,452
そ の 他	106	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,452
		新 株 予 約 権	94
		純資産合計	31,506
資産合計	58,108	負債・純資産合計	58,108

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 (2018年4月1日から)
 (2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	36,944
売 上 原 価	30,237
売 上 総 利 益	6,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,908
營 業 利 益	797
營 業 外 収 益	1,872
受 取 利 息	50
受 取 配 当 金	1,672
受 取 地 代 家 賃	62
そ の 他	86
營 業 外 費 用	304
支 払 利 息	175
為 替 差 損	60
コ ミ ツ ト メ ン ト フ ィ 一	17
そ の 他	51
経 常 利 益	2,365
特 別 利 益	757
子 会 社 出 資 金 売 却 益	757
税 引 前 当 期 純 利 益	3,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	473
法 人 税 等 調 整 額	47
当 期 純 利 益	2,602

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	9,839	5,810	5,810	13	1,600	10,246	11,859	△329
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	—	—
剰余金の配当							△822	△822
当期純利益						2,602	2,602	2,602
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	△2	—	1,782	1,779	△0
当期末残高	9,839	5,810	5,810	10	1,600	12,029	13,639	△330

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,058	3,058	74	30,312
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△822
当期純利益				2,602
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△605	△605	20	△585
当期変動額合計	△605	△605	20	1,194
当期末残高	2,452	2,452	94	31,506

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 浩 明 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 大 輔 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 大 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告い
たします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報
告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応
じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その
他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法
で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告
を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において
業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役
等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重
要な子会社に赴き調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための
体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なもの
として会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内
容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人
等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を
表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みに
ついては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則
第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議
会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

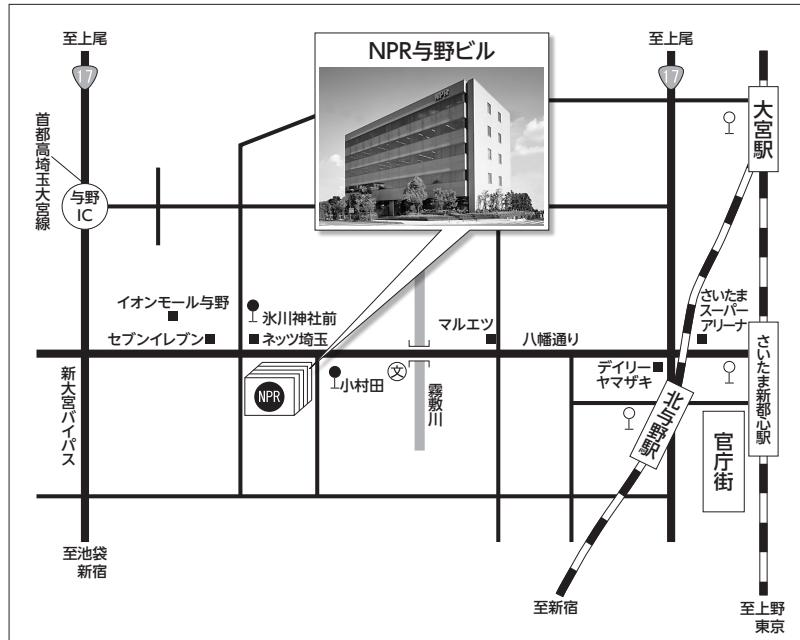
日本ピストンリング株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤嘉博	印
常勤監査役 平石巖	印
社外監査役 石橋博	印
社外監査役 高井治	印
社外監査役 木村博紀	印

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
N P R 与野ビル (当社本社ビル) 2階ホール
T E L : 048-856-5011 (代表)



交 通

- JR北与野駅
徒步 約12分
バス (バス乗り場) 約5分
国際興業バス (新都01) 「北浦和駅」、西武バス (新都11) 「大宮駅西口」行き
「小村田」下車
- JRさいたま新都心駅 (西口)
徒步 約20分
バス (西口バス乗り場) 約9分
国際興業バス (新都01) 「北浦和駅」、西武バス (新都11) 「大宮駅西口」行き
「小村田」下車
- JR大宮駅 (西口)
バス (午前8:59まで9番乗り場 午前9:00以降3番乗り場) 約15分
西武バス (大39) 「加茂川団地 (円阿弥経由)」、
(大39-1) 「さいたま市民医療センター」、(大40) 「大宮南高校」行き
「氷川神社前」下車